

身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では、患者さんの尊厳を守る観点から、身体的拘束等の最小化に取り組んでいます。

1. 病院長及び看護部長を中心に、身体的拘束の最小化に取り組むことを院内掲示等で関係職員に周知しています
2. 身体的拘束の最小化に向けた研修を年2回以上実施し、入院患者にかかわる全職員が受講しています
3. 身体抑制等適正化委員により、用具の一元管理が行われ、必要に応じて身体的拘束解除の提案等を行っています
4. 身体的拘束が行われている患者さんがいる場合、身体抑制等適正化委員による巡回を定期的に行い、解除にむけた具体的な検討を行っています
5. 身体的拘束を行わずにケアするための用具等についての導入を関係職員から提案する仕組みを有しています

当院の身体拘束実施率（令和8年）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3.34%	2.64%	2.79%	3.03%	2.67%							

直近3カ月（令和8年3月～令和8年5月）の身体拘束実施率：**2.83%**

※身体拘束実施率の算出にあたり身体拘束にあたるもの

患者さんの身体に触れる何らかの用具を使用して当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限するもの（拘束帯、つなぎ服、ミトンなど）